

第1号議案

準会員の入会について

愛知県道路公社から、あいち電子自治体推進協議会に準会員としての入会について申出がありましたので、「あいち電子自治体推進協議会における取扱いについて」（平成16年度第2回定期総会決定）に基づき、手続を行います。

＜これまでの経緯＞

- 愛知県道路公社は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）稼働当初から平成29年度までシステムを使用。
- 有料道路の運営権を民間事業者に附与するコンセッション事業の開始に伴い、公社が発注する入札件数が大幅に減少し、今後の発注件数が見込まれないため平成30年度にシステムの利用を終了し、あいち電子自治体推進協議会から退会。

1 入会の目的

令和4年度から、西知多道路の新設事業を実施する予定であり、発注業務件数の増加が見込まれるため、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）を利用する。

（1）入会希望日

令和4年4月1日

（2）利用サブシステム

電子入札サブシステム及び入札情報サービスサブシステム

2 あいち電子自治体推進協議会への入会に係る手続

令和3年度第2回定期総会で準会員として入会することについての承認を得る
(準会員の参加基準「(3) その他準会員として総会において特に承認された団体」)

3 負担金

準会員である公社と同様に、人口3万人以上5万人未満の市町村と同等の重み係数より算定した金額

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）事業に途中から参加する団体には、当初から参加していた団体が相対的に不利益な扱いにならないよう、耐用年数を考慮して減価償却した過去の開発費相当額の負担を求める。

<参考1>

あいち電子自治体推進協議会における準会員の取扱いについて

(平成17年3月25日あいち電子自治体推進協議会第2回定期総会議決)

(準会員の参加基準)

会則第3条に定める準会員は、県内に事務所を置く次の各号のいずれかに該当する団体で、協議会が行う特定の事業のみに参加するものとする。

- (1) 地方自治法第1条の3に定める地方公共団体のみで設立された団体
- (2) 同条に定める地方公共団体のみが出資（出捐）する団体
- (3) その他準会員として総会において特に承認された団体

(協議会への入退会手続)

1 準会員として協議会に入会し、または退会する場合は、入退会を行う前年度の9月末までに協議会に申し出を行い、前年度の総会で承認を得るものとする。

2 年度途中の入退会は、認めない。

(負担金支払の免除)

上記「準会員の参加基準」(1)に定める団体が準会員として事業に参加する場合で、当該団体の構成団体すべてが会員として当該事業に参加している場合は、負担金の支払いを免除するものとする。

ただし、参加に伴うシステム改修費用等の実費相当分は当該団体が負担するものとする。